

幕藩制国家における西国支配

——瀬戸内塩田休浜法と大坂町奉行——

落 合 功

はじめに

休浜とは、日が短く塩付きの悪い秋冬の間、塩田作業を休むことであり、休浜法とは、瀬戸内の塩田一帯にこの休浜を普及することで、製塩高を減少させ、生産性の向上と経費の節約を目的とした。この休浜法は、宝暦年間に安芸国瀬戸田浜の三原屋貞右衛門によって提唱されるが、十分に同意を得ることができず、十年もたずに失敗する（第一次休浜法）。その後、明和八年（二七七―）に、周防国三田尻浜の田中藤六によって再び提唱されることになる（第二次休浜法）。この休浜法は、当初、周防国・長門国の二か国で行われ、次第に安芸国、備後国、伊予国（一部）を初め瀬戸内各地の塩田が参加するようになった。文化九年（一八一二）には赤穂浜（播磨国）が、嘉永六年（一八五三）には讃岐国や伊予国が参加し、瀬戸内十州の塩田が参加することになったのである。

この休浜法は、塩の生産性を高め、燃料費などのコスト軽減を図ることでの経営合理化を意図していたが、塩の生産を自主的に制限することで、結果として、塩の価格を高めることになったのである。この取り組みは、当時の高度

な生産性を有した入浜塩田が瀬戸内各地の塩田が展開したことによるのだろう。

寛政元年（一七八九）、大坂町奉行所は、塩の価格が高騰したことで、瀬戸内の各塩田に大坂への出頭を求めている。その際、対象となる瀬戸内塩田とは、幕領だけに限らず、赤穂藩、広島藩、長州藩などといった大藩の塩田をも対象としていたのである。つまり、塩価高騰に伴う価格問題は、大坂町奉行所（幕府）にとつて、幕藩制国家の問題として把握されていたのである。

大坂町奉行の畿内・西国支配については、すでに朝尾直弘氏「畿内西国支配の相対的独自性」^①により、大坂町奉行所を始めとする、上方八人衆によって担われていたことが明らかにされている。この点、近世中後期においても、土屋信亮氏「近世中後期における大坂町奉行所と西日本地域」の研究に見られる様に、^②西日本における幕藩制国家（幕府全国支配）の課題に対し、大坂町奉行所が管轄となり担われていたのである。ただ、この西国支配のあり方について、まだまだ解明すべき内容は多く、より事例を積み上げる必要があるだろう。

また、幕藩制国家の経済問題について述べると、飢饉対策に伴う酒造減石令は国家の危機管理の対応として注目される^③ところである。

本論では、かかる塩価高騰に対する大坂町奉行の瀬戸内塩田への対応について具体的に明らかにし、幕藩制国家の物価調査のあり方から、西国支配について展望したい。

一、大坂町奉行所への三田尻塩田の対応

三田尻塩田は、防長地域最大の塩田地帯であり、多くの塩が北国地方へ送られていた。特に明和四年（一七六七）には、大浜塩田として一二七町歩程度の塩田が開発され、瀬戸内海の塩田の中でも代表的な塩田となったのである。^④

ちなみに、製塩高は年間三〇万石とも言われ、防長三白の一つとして位置付けられていた。また、はじめにでも紹介した通り、第二次休浜法は、三田尻塩田の田中藤六が提唱したものである。その意味で、寛政期三田尻塩田は休浜法を牽引したといえるだろう。⁽⁵⁾ まず最初に、三田尻塩田の動向から紹介することしよう。⁽⁶⁾ 八史料1Vを参照しよう。

八史料1V

一松平越中守様被仰渡候由、寛政元年酉年諸国塩浜掛役人并塩間屋大坂御奉行所へ可被召出のよし御沙汰なりぬ、何故の御事候哉と塩場の氣遣ひ大かたならず、三田尻浜よりは大年寄吉村喜右衛門、吉武十藏、宮本屋忠兵衛、登坂して大坂御屋鋪へ付届、御屋敷より御達にて御奉行所被召出、三田尻浜往古より年来商売の振合委敷言上致しへしとの御事なり、三人とも兼て覚悟なき事故申上る次第も前後不同なる故御合点行兼、重て御尋有へき由、其日は旅宿へ下りて三人上の御振合を考へ見るに、中々委き御詮儀筋と見へ、又塩場の事委敷御存知の事さまれ仰天なる事なり、しやつちきり御穿鑿にては都合逐一申上る外なし、其抜を能きんみやれなど申合、日々の御尋次第委敷只々申抜なしかたく、無拋家業次第具に申上るの趣、先周防にては浜壺軒と申候は町数壺町五反にて御座候、正月より極月迄晴天にては人力十人懸りにて塩作仕候、然所に近代にては瀬戸内塩浜多軒となりて、塩夥敷出来立候故諸国用塩に余り候哉、年々売延となり、直段下直となり候へは仕入損となり候故、宝暦年中にて諸国塩浜至て一同至て困究仕候、第一土地悪敷浜相続なりかたく荒浜となり候場所及数多に候、依て周防は家業休月を始め候て三月より八月迄六ヶ月塩作仕候、尚替業と申候儀有之、此法は壺町五反浜七畝^(反)五畝宛二日に持悩仕候、右休浜替業の二法にして漸家業相続仕候、又塩直段立かたは銀百目に付或は八石或は十石または拾式石と仕候、又塩場より元船へ小船にて積送り候を上荷船と申候、右上荷賃拾石に付八分間屋口錢塩代銀高に三歩百目に三匁 此外諸懸り物の義無之、従来の行形に御座候段申上しなり

一 偈も此度諸国塩浜詮議は何故と疑ひしに、天明七年諸国大飢饉より引続き片鄙の国々は塩直段以外の外に高直にて諸人難義大形ならず、白川公の御領分余程高直なる事聞し召れ、扱は諸国塩場ノ売の計ひなるへしとの御思召より今般御穿鑿の事なり、然るに諸国浜御吟味なりしに、往古よりの家業替りし国なし、家業出精仕候て塩直段高直ならざるやう吟味仕へくと申上しに、御吟味の詮もなかりしに、三田尻浜古法を改め休月替業の新法聞召され、扱こそ近年塩高直なる事周防浜の仕業との御思召を以て被仰遣の次第、近年関東北国奥州塩直段高直にて諸人の難義大方ならず、是全西国において塩場銘々共の恣慾にて家業減少をし塩直段斯も高直なる事言語に絶たり、尤不心得の至りなり、申訳の次第可有御吟味との御事なり

一 三人共平伏し御意奉恐入候、乍併周防にて休浜替業仕義全くノ売可仕所存毛頭無御座、奥筋にて塩壹升代貳百文三百文仕候は、中買或は船手の所為に可有御座と奉考候、塩場にては、近年にても壹升代七八文九文拾文十貳三文より高直に売払候義一向無御座候、又商売人としては利徳御座候得は、家業減少候もの無御座候、前断の通り瀬戸内塩浜多軒となり諸国用塩に余り、年増直段下直にて仕入損となり候事ゆへ、休浜法始まり候は誠によぎなき仕方立にて御座候、ケ様申上候のみにては御不審解申間敷候に付、当時周防塩直段一升十文程にて御座候、右直段にても又は往年時の相庭にて塩六万石つ、は時節にはか、わり不申、御売上可仕候、此儀年来塩売延に相成候証扱にて御座候、御賢慮奉仰と申上候

一 一兩日を過被召出御意の趣、先達て申出候時の塩時の相庭にていつにても御売上いたし候処相違は無之哉との御事全相違無御座候、然は往年不時に御用被仰付候義可有之、其節否哉の儀無之誠実の取計を以て御売上可致段被仰渡、ノ売等の所為無之御不審解、夫より甚御心易き筋に被仰聞、塩場の事猶も委敷御尋に付、周防製法違にて利目強く上瀬戸内塩は和らかにして其味よく、然るに水氣去りかたく日を経るに随ひ余分欠立、周防塩はよく乾

きて年を経るといへとも欠少く、又休浜替業は塩出来劣りといへとも仕入方の費を除くのあゆみを以て家業相続見付の次第、又三田尻式百軒彦湊にて釜屋塩毎朝式千石荷役なる次第、万端委敷御尋に応し言上におよひしなり一今般諸国塩場御詮議に付、被召出候事遠国太儀なり、然る処三田尻浜此度申出の次第、甚以家業体委敷相分り過分に被思召上候との御事、又塩浜播州阿州のみと存せしに西国斯も多軒なり、又周防は大浜にして四百余軒といひ、又三田尻式百軒百軒一湊にて釜屋塩計にて毎朝式千石荷役する事、瀬戸内第一の大場所なりと段々御称美の御意被下置御暇給はりしなり

同史料の内容について、紹介することにしよう。寛政元年、諸国の塩浜役人と塩問屋が大坂町奉行所へ呼び出されることになった。周防国三田尻塩田からは、大年寄である吉村喜右衛門、吉武十蔵、宮本屋忠兵衛が大坂へ出向することとなり、大坂屋敷へ届け出ている。大坂町奉行所の取り調べの意向は、三田尻塩田の塩取引のあり方を、詳細に報告することであった。三田尻塩田は、この意向を受け、家業の次第を詳細に述べることにし、一軒前の様子、宝暦年中から六か月の休浜が行われていること、一町五反を半分に分け、替持をすることが紹介されている（休浜替持法の実施）。その上で問屋口銭の支払い（三分）の様子について示されたのである。

三田尻塩田の取り調べにおいて、大坂町奉行所が特に注目した事柄は、関東や北国、奥州などでの塩値段が高騰した理由を探ることであった。つまり、「三田尻浜古法を改め休月替業の新法聞召され、扱こそ近年塩高直なる事周防浜の仕業との御思召を以て被仰遣の次第」「近年関東北国奥州塩直段高直にて諸人の難義大方ならず、是全西国において塩場銘々共の恣慾にて家業減少をし塩直段斯も高直なる事言語に絶たり、尤不心得の至りなり」との指摘に見られる様に、大坂町奉行所は、三田尻塩田が休浜することで恣意的に塩不足とし塩価を引き上げた、と考えたのである。これに対して、三田尻塩田から出頭した三人は、「乍併周防にて休浜替業仕義全くメ売可仕所存毛頭無御座、奥筋にて

塩壹升代式百文三百文仕候は、中買或は船手の所為に可有御座と奉考候」と、塩価高騰の理由について、休浜法に求めるべきではなく、仲買や船手によるものであると述べている。つまり、奥筋付近の塩価は、確かに塩一升当たり、二百文から三百文程度であると述べているが、三田尻塩田での塩販売代金は一升当たり七〜八文から十二〜三文程度であるとし、それより高く販売することは無いと主張している。そして、休浜法の実施はあくまでも塩の過剰生産の結果として見られる塩価下落と、その結果として表れる仕入損が理由であると主張したのである。その上で、再度休浜法の実施によって売売をしないことを主張したのである。

さらに、周防浜として見た場合、「塩六万石不時に御用被仰付候とも時々相場を以て御売上可申上候、此段売延塩に相成候証拠にて御座候と申上候へハ始めて御不審晴・・・」と、六万石余の塩が売延塩としてあることを指摘し、塩自体はその時々で相場で販売していることを述べている。こうして、休浜法の実施は、余剰分の塩生産を抑制するものであって、意図的に塩の生産量を減らし、塩田側（浜主や問屋）が価格を釣り上げたものではないことを披露し、理解を求めたのである。こうした一連の報告を受け、大坂町奉行所は、「御不審晴」と疑いは解決したこととし、逆に「塩浜播州阿州のみと存せしに西国斯も多軒なり、又周防は大浜にして四百余軒といひ、又三田尻式百軒百軒一湊にて釜屋塩計にて毎朝式千石荷役する事、瀬戸内第一の大場所なりと段々御称美の御意被下置御暇給はりしなり」と、三田尻塩田の製塩業に対する熱心な様子を称賛し、取り調べを終えたのである。

二、大坂町奉行所への赤穂塩田の対応

赤穂塩田は、近世初期から入浜塩田が開発され、元禄正保期に規模を拡大している。塩屋村を初めとして、御崎新浜村や尾崎村などにより構成している。赤穂塩田は、中央市場である大坂に近く、良質な塩として、ブランドを形成

するに至っており、大坂塩問屋には島塩問屋、灘物塩問屋と共に、赤穂塩問屋があった。

赤穂塩田に対しては、寛政二年六月十九日に大坂町奉行から廻状が送られている。その時の様子について「史料2」を参照しよう。⁽⁷⁾

「史料2」

当地塩づくりの面々大坂御番所へ御呼登セ之事

六月十九日ノ夜大坂御番所御廻状參候由、当時塩買手同売手浜かせきの者御呼登を申參候由、廿日二町・尾崎・新浜・当村・灘庄屋衆町会所へ寄合有之、新浜川口屋より売人当村此方より売人出候様ニ申參利介遣申候処、塩売手と申ハ問屋の事と相聞へ申問屋惣代川口屋売人此方より売人罷登り候様ニ相究り、明廿一日朝迄ニ登り人相究其者被出候様ニ被申付候処、此節平九郎も病氣故新七ニ相究尚相考候処、問屋方御尋有之候内当地御上ともへ障り申義とも有之候テハ如何敷候間、先問屋株ノ御礼銀之儀如何御返答可申上と廿一日ニ御窺申上候処、廿二日ノ御評定ニ相成廿二日ノ晩御書附出申、別此方ニテも西浜惣問屋之塩積高問屋株ノ御礼金薪買高等聞合心覚ニ認メ、右御上より出候御書降と持參、廿二日ノ夜新浜より乗船いたし申候、買手と申ハ当地地船ノ船頭と相聞へ是ハ此節皆々他行
之行

同史料を参照すると、塩の買手と売手、そして浜主（浜稼ぎの者）が、大坂町奉行所へ出頭することが命じられている。それを受けて、翌日、赤穂町と尾崎村、新浜村（御崎新浜村）、塩屋村のそれぞれの庄屋が町会所へ集まり、対応を協議している。大坂町奉行所へは、問屋惣代として、川口屋九平次と浜野屋幾左衛門（いずれも、届け出では平九郎・新七という名前で提出している）が、浜人物代として尾崎村から一名と織方村からは勘三郎が行くこととなったのである。なお、塩買手（船頭）は別に出向することになっている。

赤穂塩田の一向(四人)が大坂へ着いたのは六月二四日のことであり、町奉行所へ出頭したのは、翌日の二五日のことであった。その後、△表1▽に示したような生産高と経営結果の内容を作成し、二七日に提出した。さらに、七月一日にここ二、三か月の販売先の動向を示すように指示がなされ、その内容を△表2▽の様に示して、四日までに届け出たのである。そして、七日朝に呼び出され、異論のないことを確認した上で帰国したのである。

大坂町奉行所が赤穂塩田に対しての取り調べは二度にわたる問答と、三度目に内容の確認がなされて帰国することになる。内容は「演舌書ニテ差上候様ニ被仰付則相認メ印形致差上候・・・」とか「何角演舌書ヲ以差出候様ニ被仰付・・・」などと記載されているように、⁽⁸⁾赤穂塩田の実態調査が行われ、その内容を示した「演舌書」の説明書の提出が求められたのである。具体的内容については、経営的な面が中心であった。すなわち、まず最初の二五日に行われた取り調べでは、

<表1>赤穂塩田における報告その1

	尾崎村・新浜村	塩屋村・折方村
塩浜軒数	150軒	150軒
塩出来高	44万~45万俵	24万~25万俵
上浜	3,300俵	2,400俵
年貢	500目	390目
浜加徳	1貫300目	1貫050目
日雇、釜焼賃金	2貫800目	1貫400目
雑用	1貫	1貫
薪	40目	40目
1釜30日相当出来塩	720俵	630俵
木代引、薪代	1貫200目	1貫200目
1日1夜に40匁焚		
本釜焼、目代り焼賃	108匁	108匁
塩俵代	72匁	63匁
縄代	30匁	26匁
塩取籠代	7匁2分	7匁2分
釜石并灰代釜拵手間代	45匁	45匁
水汐取上ヶ浜引木割、諸雑用共	774匁	500目
年貢割合	100目	78匁
浜加徳割合	280匁	210匁
合計	2貫616匁2分	2貫237匁2分

塩田構成浜子 釜焼2人、定日雇4人、浜子9人

△表1▽に示した様に、生産高と経営結果を示し、生産過程においてどれだけの利益があったかを明らかにしている。その上で商慣行として、赤穂塩田は船頭との直売買をしており、江戸表の間屋との取引は行われていないこと、また廻船が買積みする場合、最初は浜主と直接交渉し、相談が難しい場合は、間屋が立ち会い、価格を決めることとなっていた。また、手船として新浜村と塩屋村にそれぞれ二艘あった廻船は、北国表へ行っていたことを示している。また、商慣行について、△史料3▽の様な尋問が行われている。⁽⁹⁾

△史料3▽

一 此度私共被遊御召登シ江戸廻り塩并ニ諸廻船ニ積入候儀依之間屋懸り物之儀ト、将又私共より江戸表江直相對ニテ売買仕候儀ニテハ勝手ニも可相成哉之段御尋被遊一々奉承知候、併此儀ハ古来より諸国入船之買積ヲ宛ニ仕罷在候直相對ニテ江戸積仕候テハ海上之儀何レニテも無心元奉存候、其上諸国入船江壳渡シ申候得ハ、塩代銀等も現銀ニ請取、浜作之者共へ割符仕相渡義ニ候得ハ、下作之浜人共大キニ勝手ニ相成申候、猶又江戸表之間屋附仕候義ハ前々より致不申候、尤是迄ハ船頭へ壳渡シ切ニ仕候得ハ、江戸表間屋引合仕候テハ下拙共甚不勝手ニ御座候、右之段申上候

同史料を参照すると、赤穂の塩間屋は何故直接江戸の塩間屋と直接交渉（直相對）を行い、売買しないのかということを取り調べている。それに対し、塩間屋

<表2> 赤穂塩田販売状況

	俵数	石高	1石相当	
5月28日・29日頃	2,000俵	1,000石	1匁7分5厘	阿波國中嶋浦橋本屋嘉十郎船へ壳渡
6月2日頃	2,600俵	1,300石	1匁7分5厘	阿波國中嶋浦壺屋和吉郎へ壳渡
6月21日頃		800石	1匁6分8厘	播州赤穂郡塩屋村久四郎へ壳渡
6月10日頃	5,150俵	2,575石	1匁6分7厘5毛	摂州神戸二ツ茶屋木屋又三郎船へ壳渡
6月14日頃	3,400俵	1,700石	3匁3分5厘	阿州桑島戎屋惣兵衛船へ壳渡
6月21日頃	2,300俵	1,150石	3匁	尾州常滑中野半四郎船へ壳渡
6月22日頃	1,400俵	700石	3匁	尾州常滑弥三郎船へ壳渡

側としては、直接取引はこれまで一切行われておらず、船頭から直接現銀で受け取り、浜主へ割り与える方が都合が良いとしている。また運賃積の場合、江戸積みによる海上の事故の可能性もあり、危険が伴うことから、もっぱら寄航する買積み船に依存していることを指摘したのである。

この報告は、二七日に行われたが、七月一日に再び呼び出され、最近二、三か月の積み出しの様子を示すように指示されている。そして△表 2 V に見られる様に、寛政二年五月から六月にかけての販売量・価格と売先が示されたのである。

これらを参照すると、冒頭で紹介したとおり、大坂町奉行所による取り調べは、価格問題が懸案事項であり、価格高騰の原因を探ることに注目していることがわかるだろう。大坂町奉行所の取り調べは、製塩地の動向、経営収支、そして販売先と、内容は多岐に渡るが、経営実態に伴う製塩業の存続（成立Ⅱなりたち）のあり方や、生産性向上による勸業を意図したのではなく、あくまでも価格問題への解決にあったのである。つまり、価格問題の原因は、塩田そのものにあるのか、船主にあるのか、あるいは大坂・江戸の間屋に求めるべきなのかを取り調べたのである。

三、安芸国塩田に対する調査と多喜浜塩田に対する調査

安芸国塩田は、赤穂より竹原塩田に入浜塩田の築造技術を学んで以来、各地に入浜塩田が展開した。しかし、西に三田尻塩田、東に赤穂、坂出、野崎などといった大規模塩田が築造されるにつれ、経営的に難しくなっていく。こうしたことから、宝暦期に安芸国生口島にある瀬戸田塩田の三原屋貞右衛門により、第一次休浜法が提起されることになったのである。¹⁰⁾ 芸備塩田は、寛政二年に召喚されている。△史料 4 V を参照しよう。

覚

一此度塩浜懸之者　大坂御番所へ御召被為　成候ニ付、私とも御差登、則八月十三日御添書被為遣無程出船、同廿五日大坂着船早速御藏屋鋪へ御案内仕候処、同廿七日御留守居様より　御番所へ御達し被為成候由にて、同廿八日四つ時私共一同　御番所へ御召被為成候、就夫御家守長田屋藤七被召連　小田切土佐守様御番所へ罷出、私ともハ御門前溜りニ控居、左之書付藤七より被差上候

乍恐口上

松平安芸守領分

芸州賀茂郡竹原浜

塩問屋米屋半三郎代　与八

同所塩浜師問屋兼候者

阿波屋九左衛門代　多三郎

同所塩浜師花屋　七左衛門

同国佐伯郡海老浜

塩浜師吉和屋　猪右衛門

同国豊田郡生口島瀬戸田浜

塩浜師広島屋　武右衛門

備後国御調郡天女干浜

塩浜師隅田屋 十蔵

右此度塩浜懸之者 御召被為 遊候二付、私とも參上仕候、以上

戌八月廿八日

芸州竹原浜 与八 印

同 多三郎 印

同 七左衛門印

同国 海老浜 猪右衛門印

同国 瀬戸田浜 武右衛門印

備後国天女干浜 十蔵 印

右之者共召連罷出候二付、此段奉申上候

蔵屋敷名代江川庄左衛門家守

長田屋 藤七 印

寛政貳年戌八月廿八日

御奉行様

右書付差上置候処、無程芸州浜人与御呼出シ御座候、折節竹原浜花屋七左衛門御門前ニて病氣ニ付、与八・多三郎・猪右衛門・武右衛門・十蔵五人之者ヲ藤七召連御吟味所へ被罷遣候処、地方与力大西駒蔵様御老人御場所へ御出浮、御問尋左之通り

(後略)

安芸国の塩田が大坂町奉行所への出頭が命じられたのは、赤穂塩田や三田尻塩田が外向した翌年の寛政二年のことである。それ以前に、すでに大坂町奉行所へ出頭していたのか否かはわからない。もし、これが最初の出頭であるとすれば、赤穂塩田の様な大坂市場に一定のシェアを有した著名な塩田や、休浜法の推進団体である三田尻塩田に対する取り調べだけでは、塩価高騰の原因を説明できず、結果安芸国塩田も召喚することになったのかもしれない。安芸国塩田は、各郡の塩浜の代表者として六名が外向することになっている。寛政二年八月十三日に出発し、二五日に大坂蔵屋敷に到着している。そして、二八日に町奉行所へ行ったのである。

尋問の内容は多岐に渡るが、特に安芸国最大の塩田であった竹原浜への質問が多くなされている。△表3▽はその報告の内容に当たるが、基本的な塩田面積から塩の価格を決める主体は塩屋中間四人について確認している。価格と共に販売先を確認している。特に江戸を廻送先とする竹原浜と瀬戸田浜に対しては、さらに突っ込んだ質問がなされている。安芸国の塩田には手船は存在せず、阿州や讃州の廻船が買いに来ることが記されている。また、各塩浜について記した、より詳細の口上書の提出が求められている。

△表4▽は、瀬戸田浜を例に記載したが同様なものが各塩浜から提出されている。同表を参照してもわかるように、必ずしも十分な採算があったとはいえず、経営的

<表3>竹原塩田の問合と回答

質問内容	回答
竹原浜の軒数	72軒
一軒相当の面積	4反6畝～1町4反
惣畝数	60町9反余り
塩値段の担い手	塩屋中間4人で決め、問屋を仲立として廻船へ販売
当時の塩値段	5斗入俵で3匁7分
芸州13か所の販売先	竹原・瀬戸田浜が江戸（讃州・阿州船）で、他浜は国中、北国へ販売
販売先について	江戸への廻船は、船頭の名前を記載しており、提出する。

に難しい様子がわかるだろう。また、販売取引の様子についても示されており、酉年〓寛政元年の関東行き廻船は、△表 4 V に示された八艘と述べ、関東売の廻船に対しては現銀売りで行われていることを指摘している。ただし「関東行之廻船江現銀売二仕候得共、右船々不残江戸着仕候二相違無御座与者得不奉申上候、其故ハ中国より江戸迄之内返路筋ニ而時二とり売候儀茂御座候由相聞へ申候・・・」と、これらの船は必ずしも江戸へ運ばれているとは限らないことも記されている。そして、販売した俵は二斗五升入で行われているが、さらに五合を追加して与えられていること、一俵

当たり問屋口銭として買い主より一分受け取ることなどを回答している。また、また同史料には、「江戸表へ塩積候義望候者ハ無之哉、否之様ハ先口上書ニ洩居申候、既ニ同席ニ居候讃州塩浜人ともへハ、右類之儀口上書へ書記シ差出候様被仰付主意分り兼候類者直シ等も被仰付候様子ニ見聞仕候二付、嘸私ともより先達差上置候・・・」と記されており、讃州の塩業者も同時期に呼び出されており、情報交換を行っていることがわかるだろう。¹¹⁾

また、伊予国多喜浜塩田に対しても、寛政二年七月に同様に取り調べが行われている。¹²⁾多喜浜塩田は、宝永元年(一七〇四)から享保四年(一七一九)にかけて開発がなされ、さらに享保一八年には三六町歩もの塩田が開発されてい

<表 4> 瀬戸田浜の経営動向

塩浜軒数	35軒
塩浜地場畝数	25町4反6畝27歩
1軒相当面積	4反~1町0反8畝
1釜相当の垂潮量	1石3斗程度
1釜相当の焚揚量	冬春4斗、夏6斗
1昼夜釜数	18釜程度
塩出来高	2790俵 (1395石)
一軒分一昼夜仕入算用	
薪代	42匁6分6厘
浜子賃金、飯米等	37匁5分2厘
運上銀	1匁8分5厘
出来塩(生産塩) 価格	71匁1分
損失	10匁9分3厘
関東行の船	阿州答島新浜吉右衛門 讃州三本松奈良屋六次郎 讃州三本松明石屋甚次郎 阿州答島新浜喜助 阿州答島新浜長蔵 阿州黒津地嘉右衛門 讃州三本松桐屋与三郎 阿州答島新浜権蔵

落合：幕藩制国家における西国支配

<表5>多喜浜塩田に対する問い合わせ内容その1

質問内容	回答
多喜浜の開発年代	享保6年11軒開発、同18年22軒開発
一軒前相当の畝数・沼井数	1町3反、沼井120
一年分製塩量	2000～3000俵
塩積の船の出船は	当地よりは無し、尾州・讃州・阿州からの船
浜運上銀	1俵に付銀1分
一年分薪入用高	1俵に付銀1匁5分～2匁
縄・俵入用高	大俵1俵に付銀3分
一軒前相当の人数	召し抱えとして10名程度、日用150名程
奉公人給銀	1人相当銀120目、10人分と日用で合計1貫410目
1年相当の飯料	一軒前米高25石程
一年分味噌・油	味噌100貫目代銀150匁、油7升代銀21匁、171匁
浜加地子銀	俵3匁5分以上売立代銀の1割、3匁5分以下売立代銀の5分
筵代銀	300枚、代銀100匁
ねば土入替砂	一軒分入用代銀140目
塩値段の決め方	廻船が着いた段階で、問屋は買い手へ積渡す。浜方の惣代4名で値段を決め販売する。

<表7>多喜浜に対する問い合わせ内容その3
(多喜浜塩田に対する経営)

生産塩2500俵	代銀11貫473匁5分
運上銀	250匁
問屋運上	50匁
船廻り水主共へ喰塩と名付薪代	57匁3分7厘
縄・俵代	4貫375匁
筵代	750匁
味噌	100目
油	150匁
米	15匁
奉公人給銀	1貫440目
日用	1貫200目
ねば入替砂	98匁
村入用銀	100目
小繕入用	60目
合計	100目
合計	8貫745匁3分7厘
加地子銀	1貫147匁3分5厘
地主より普請費用	300目
益銀	1貫580目7分8厘

<表6>多喜浜塩田に対する問い合わせ内容その2

塩値段10年分(平均)	
安永9年	3匁5分4厘5毛
天明元年	3匁9分4厘6毛
天明2年	4分7厘
天明3年	5匁0分3厘
天明4年	4匁8分0厘6毛
天明5年	3匁8分6厘1毛
天明6年	3匁9分3厘
天明7年	5匁1分3厘
天明8年	5匁9分2厘2毛
寛政元年	5匁6分5厘4毛

天明2年の価格はあまりに安価すぎるが、そのままとした。

る。問答の様子は、A表5V〜A表7Vに示した通りだが、一つは多喜浜塩田の概要と経営動向（A表5VとA表6V）、もう一つは塩の価格の決定方法と塩の価格変動についてA表7Vの様な内容で、取り調べが行われたことがわかるだろう。

おわりに

以上、寛政元年から二年にかけて大坂町奉行所が実施した塩価高騰に対する取り調べに対し、その内容を紹介し、瀬戸内各地の塩田がどの様な対応（回答）が行われたかについて明らかにしてきた。大坂町奉行所は、瀬戸内各地の塩業者を召喚し、各地における塩価高騰の取り調べを実施した。価格問題は、幕藩制国家の国家的課題として位置付けられ、藩領域を超えて西国地方の所轄としての大坂町奉行所の取り調べが行われた問題として注目できるのである。大坂町奉行所に召喚された塩田の浜主は寄合いによって代表を選出し、所屬藩の蔵屋敷に滞在しながら出頭したのである。

基本的に取り調べの内容は、塩価の高騰によるものであった。その原因を瀬戸内各塩田で実施された休浜法などに求めて取り調べが行われたのである。調査の内容は経営の動向と、江戸への廻送の有無が中心であった。「近年関東北国奥州塩直段高直にて諸人の難義大方ならず」と、奥筋における塩価高騰も問題視しているもの⁽¹³⁾、実際には、北国方面へ売られている場合は取り調べがあまりなされていない。この様に、大坂・江戸といった都市を販売対象とした場合に特に厳しい吟味がなされたのである。

この大坂町奉行所の取り調べの結果は不明である。ただ、瀬戸内一帯の塩田の浜主（生産主体）および問屋（産地の販売主体）は、結果として恣意的に利益を得ているわけではないということでは収まっている。三田尻塩田の回答に

よれば、休浜法は塩価格の高騰を意図したわけではなく、むしろ売延（余剩）塩が増えていることを示し、経営的な悪化を防ぐことを意図していることを示している。さらに、販売の担い手に当たる問屋も口銭収入以外に多額の収入は無いことを示し、決して暴利を得ているわけではないことを明らかにしたのである。

ある意味、大坂町奉行所の方が製塩業者によって言い包められたとも言えるが、ただ、この塩価高騰は、産地や都市商人（問屋）などによるメ売などに原因を求めるのではなく、瀬戸内塩田を徘徊する買積船に問題があるとして、新たな課題が提起されたとも言えるだろう。天保十三年（一八四二）三月、大坂町奉行阿部遠江守正蔵が「諸色取締方之儀ニ付奉伺候書附」として、大坂市場の衰退の原因の一つとして内海船を取り上げ、買積船の性格に言及している。¹⁴

塩価高騰の原因もこうした産地と都市との間の遠隔地取引で活躍する買積船に求められるようになっていく。つまり、かかる動向は幕藩制国家が経営支配を行うに当たり、在地を掌握することで支配の貫徹を目指したことでの限界が露呈されることとなったのである。

△注▽

- (1) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』（一九六七年、御茶の水書房）
- (2) 土屋信亮『近世中後期における大坂町奉行所と西日本地域』（『近世の地域編成と国家』一九九七年、岩田書院）
- (3) 藤井讓治『幕藩制前期の幕令』（『日本史研究』一七〇、一九七六年）
- (4) 『山口県の地名』（一九八〇年、平凡社）
- (5) 拙稿「一九世紀前半、瀬戸内塩田における休浜思想の特質―増産思想から経営重視の思想へ―」（『日本経済思想史研究』4号、二〇〇四年）
- (6) 『塩製秘録』（『日本庶民生活史料集成 第十卷』一九七〇年、三一書房）

- (7) 「大坂番所喚問一件書上」(日本塩業大系編集委員会『日本塩業大系 史料編 近世(二)』一九七五年)
- (8) 「大坂番所喚問一件書上」(日本塩業大系編集委員会『日本塩業大系 史料編 近世(二)』一九七五年)
- (9) 「大坂番所喚問一件書上」(日本塩業大系編集委員会『日本塩業大系 史料編 近世(二)』一九七五年)
- (10) 渡辺則文『広島県塩業史』(一九六〇年、広島県塩業組合連合会)
- (11) 「佐伯・賀茂・豊田・御調四郡ノ塩浜稼ニツキ差上書付」(日本塩業大系編集委員会『日本塩業大系 史料編 近世(二)』一九七五年)
- (12) 「大坂町奉行所ヨリ浜師呼寄ノ覚書」(日本塩業大系編集委員会『日本塩業大系 史料編 近世(二)』一九七五年)
- (13) 「塩製秘録」(『日本庶民生活史料集成 第十卷』一九七〇年、三一書房)
- (14) 斎藤善之「中央市場の衰退と地域市場の勃興」(『内海船と幕藩制市場の解体』柏書房、一九九四年)